

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	加藤敬徳君
	清水和弘君		赤澤厚君
	芥藤芳夫君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	清水正二君		伊藤毅君
	秋山照雄君		金丸幸司君
	滝川美幸君		五味武彦君
	山本英俊君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	横森貴志君	総務部長	石合雅史君
市民部長	加藤文雄君	生活環境部長	剣持豊彦君
教育部長	山田洋君	議会事務局長	土屋達巳君
秘書政策課長	丸山英資君	企画財政課長	宮本裕君
総務課長	小澤明君	防災危機管理課長	白神忠広君
税務課長	三井美樹君	収納課長	二宮千栄君
保険課長	島田伸君	市民活動支援課長	梅原剛君
長寿推進課長	相川泰史君	建設課長	小宮山尚君

下水道課長	寺島 信 君	学校教育課長	輿石 信 君
生涯学習文化課長	大 畷 正 之 君	スポーツ振興課長	山岡 広 司 君
総合政策係長	伊 藤 敦 君	財政係長	田中 貴 則 君
総務係長	久 保 欽 一 君	管理係長	中島 茂 樹 君
契約係長	山 田 郁 子 君	防災減災係長	久保田 浩 君
消防防犯係長	高 橋 正 樹 君	市民税係長	金子 智奈美 君
市民活動支援係長	小宮山 佳 浩 君	市民生活係長	日 本 修 君
学事係長	窪 田 美 世 君	保健給食係長	荻原 実 香 君
教育指導係長	小 野 貴 博 君	生涯学習係長	小田切 治 君
文化財係長	齋 藤 一 也 君	スポーツ推進係長	森 澤 篤 史 君
施設管理係長	萩 原 和 美 君	議会事務局・議庶務・議係	森 田 公 君
監査係長	堤 真由美 君		

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土 屋 達 巳	書 記	森 田 公
書 記	長 田 大 地		

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

議案第84号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件

議案第85号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件

議案第97号 指定管理者の指定の件

##### 2 補正予算審査

議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）

##### 3 その他

開会 午前 9時26分

○書記（森田 公君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、おはようございます。

コロナのほうも第3波ということで、連日、不名誉なことですけれども記録更新というようなことで、毎日のように感染者が拡大しているというふうな状況の中でございます。幸い、本市においてはそういった事例が見られないことが結構なことかなというふうに思っております。

議員各位におかれましても、さらに感染防止に配慮していただいて、新しい年が迎えられるようにしていただければというふうに思います。

そういう中、過日、保坂市長のほうでトヨタカローラと災害時における電気自動車との協定というような記事が載っていました。非常に結構なことだなというふうに思っております。

本日は、委員会の審議の後に、給食の試食研修というようなことがございます。時間も非常に押していますので、闊達なご意見いただくわけですが、スムーズに審査が進行できますよう、委員各位のご協力をお願い申し上げまして挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（内藤久歳君） 本日の委員会は、今定例会に、初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説

明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。人数は全会派1名とし、質問は1問、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例審査を行います。

議案第84号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

総務課から、議案第84号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案につきましては1ページ、議会資料につきましても1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由につきましては、甲斐市行政機構の改革に伴い、関係条例についての所要の改正を行うものでございます。

議会資料1ページをお願いいたします。

初めに、1、機構改革の見直し、組織機構の見直しに向けた基本的な考え方であります。

令和3年度に向けての組織機構の見直しにおける基本的な考え方は、令和元年度に行った各課ヒアリングを基に整理した課題等を解消するとともに、今後、想定される行政課題等を踏まえ、令和元年度に策定した第2次甲斐市総合計画後期基本計画、第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び令和2年度を最終年度とする第3次甲斐市定員適正化計画に基づき、効率的な行政運営を図りながら、多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応できる組織を基本といたします。

この考え方にに基づき、甲斐市組織機構改革の主な視点は、1、新たな行政課題に対応できる効率的な組織、2、市民サービスの向上が図られる組織、3、危機管理のための迅速な対

応ができる組織といたします。

今回の甲斐市行政機構の改革に伴い、一部改正を行います関係条例につきましては、甲斐市行政組織条例のほか、6つの条例となります。議会資料の3ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、甲斐市行政組織条例の一部改正につきましては、新設または名称変更となる秘書室、総合戦略部、産業振興部、都市建設部、公営企業部、防災危機管理監に関する改正でございます。

第1条の見出しの改正及び条文中の企画制作部を秘書室総合戦略部に、建設産業部を産業振興部、都市建設部に、上下水道部を公営企業部に改め、防災危機管理監を加えるものでございます。

次に、第2条中の規定する部を規定する部等に改め、企画政策部の項中、企画政策部の事務分掌を秘書室と総合戦略部に分け改めます。秘書室につきましては、市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。4ページをお願いいたします。総合戦略部の事務分掌を第1号総合的な政策の企画、立案及び調整に関することから、第6号契約に関することに改めます。

次に、第2条の表、総務部の項中、第6号から第8号までを、第6号の職員の人事給与等に関することから、第8号情報政策に関することに改めます。

次に、第2条の表、総務部の項中、第9号及び第10号を削り、第11号を第9号といたします。

次に、市民部の項になります。

第1号中窓口事務を住民基本台帳及び印鑑登録に改めます。

次に、建設産業部の項を次のように改めます。

5ページをお願いいたします。

産業振興部の事務分掌として、第1号の農林業及び農村の振興に関することから、第4号観光に関することについて、新たに定めます。また、都市建設部の事務分掌として、第1号の道路、河川その他土木に関することから、第7号の駅周辺の整備に関することを新たに定めます。

次に、上下水道部の項になりますが、上下水道部を公営企業部に改めます。

次に、防災危機管理監の事務分掌を新たに定めます。

このほか、第3条中、部を部等に改めます。

6ページをお願いします。

次に、第2条として、甲斐市職員給与条例の一部改正につきましては、会計管理者及び防

防災危機管理監の給料表における職務の級に関する改正でありまして、別表第1中、6級及び7級の表にありますとおり改めます。

7ページをお願いいたします。

次に、第3条として、甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、上下水道部の名称変更に伴う改正でありまして、第4条第2項中、上下水道部を公営企業部に改めます。

8ページをお願いいたします。

次に、第4条として、甲斐市水道審議会条例の一部改正につきましては、審議会の庶務を公営企業部上下水道業務課に名称変更する改正でありまして、第7条中、上下水道部上水道課を公営企業部上下水道業務課に改めます。

9ページをお願いいたします。

次に、第5条として、甲斐市議会委員会条例の一部改正につきましては、常任委員会（総務教育、建設経済）の所管を一部変更する改正でありまして、第2条第2項中、第2項第1号中、企画政策部を秘書室総合戦略部に改めます。

また、（環境課を除く）の次に、防災危機管理監を加えます。このほか、第3号中建設産業部、上下水道部を産業振興部、都市建設部、公営企業部に改めます。

10ページをお願いいたします。

次に、第6条として甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例の一部改正につきましては、委員会の庶務を総合戦略部経営戦略課に名称変更する改正でありまして、第8条中企画政策部企画財政課を総合戦略部経営戦略課に改めます。施行日は令和3年4月1日からとなっております。

以上、議案第84号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

説明に対する質疑等が委員のほうでありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この前、ちょっと話したんだけど、防災危機管理課ということで、管理監というかな、今後はつくるということで、昨今、大変そういった大きな災害があるということでもいいことなんだけど、職員の体制というか、現状の今の職員の人数の体制で、今度は課は同じような対応をするということか、要は。何人体制でそこはやっていく

ということなのか、具体的にそれを。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 人数につきましては、これから人数の最終的な確定になる予定でございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） せっかくこうやって新しい課をつくっても、やっぱり職員の対応がきちっとできていないと意味がないじゃね、ただつくっただけになっちゃうから。本当に機能するんなら、やっぱりそれ相応の、やっぱり職業つけて、災害に対応できるだけのやっぱり組織じゃないと意味がないと思うのね。今後、その辺のところはどんなふうに考えているか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（内藤久歳君） 石合部長。

○総務部長（石合雅史君） 新しく防災危機管理監が創設されるということで、当然、今回の機構改革の一つの柱になっている部分でございますので、人数的な補充といえますか、その辺に関しても特に来年度以降、いろいろ計画づくり等も予定されておりますので、その辺の事務量等も鑑みまして増員等の考えの中で検討もしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、部長のほうから答弁あったんだけど、この間、令和3年度からは、定数は一応460かな、に下がるような、一応、話も聞いているんだけど、それも今度は若干、定数を、上限を増やすというか中で、機構改革というのは、これだけ大きな機構改革だったら合併以来ないと思うんだよね、初めてだと。その辺についてもこうやって、確かにこれいろんな業務が増えてきているんで、そういった専門というか、そういったものをこうやってつくるというのはいいことなんで、その辺の対応、今、部長が答弁してくれたんだけど、きちっとした職員対応、職員で優れた配置をしていただきたい。これは要望です。結構ですのでよろしくお願いします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） この前もちょっと聞いたんですけど、企画政策部が、今度は秘書室と総合戦略部ということになるということで、秘書室のほうに課長級の扱いになっていま

すけれども、総合戦略部のほうは今までと同じような内容の仕事をされると思いますけれども、こういう名前に変更したということは、こういう名前が県とかほかの市なんかでも使っている名称ということですか。何かちょっとなじめないような名前なんですけれども、ほかのところでもそういうの使っている状況があるということですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 甲斐市が初めてというわけではなくて、ほかでも使っている例がございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第84号の審議を終了します。

これより、議案第84号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第84号を終わります。

ここで、職員入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第85号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明を求めます。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） 引き続きよろしくお願いたします。

総務課から、議案第85号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件につきましてご説明申し上げます。

議案につきましては5ページ、議会資料につきましては22ページをお願いいたします。

初めに、提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議会資料の22ページをお願いいたします。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正の概要について、ご説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法の一部改正が行われました。これによりまして、法附則第3条の2で規定する特例基準割合が、延滞金特例基準割合に改正され、令和3年1月1日から施行となることから、法との整合性を図るため、法と同様に延滞金の割合の特例を附則で規定している7つの条例を改正するものであります。

なお、改正前の特例基準割合は、前年に告示された割合プラス1.0%となっておりまして、この中の前年に告示された割合につきましては、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合となっておりました。

改正後の延滞金特例基準割合は、平均貸付割合プラス1.0%となっておりまして、この中の平均貸付割合につきましては、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短

期貸付の平均利率の合計を、12で除して計算した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合となっております。

今回、一部改正を行う条例及び改正条項は、7つの条例の資料にあります条項となっております。

甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例につきましては附則第3項、甲斐市介護保険条例につきましては附則第9項、甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例につきましては附則第3項、甲斐市道路占用料徴収条例につきましては附則第3項、甲斐市営住宅条例につきましては附則第8項、甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例につきましては附則第2項、甲斐市後期高齢者医療に関する条例につきましては附則第2条の第1項となっております。いずれも規定中の特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるものでございます。

施行日は令和3年1月1日からとなっております。

以上、議案第85号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 一部に関してのこの条例ということになっているんだけど、具体的に条例改正して、ここにある7つ、その条例の中の。特別、金額等上がるとかそういうことは一切関係はないということか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 現在のこちらで求める利率につきましては2.6%となっております。今後、1月1日以降からは2.5%と、今の基準で計算しますとそういった改正になります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 市営住宅何かは結構、家賃なんか、若干変わってくる可能性があるとか。

○総務課長（小澤 明君） 小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） ただいまのご質問で、市営住宅についてですけれども、市営住宅で今、現在、使用料を取っているんですけれども、現年とあと過年ということで、過年の未納の方がいるんですけれども、そういう未納の方について、延滞金をかけて徴収するということになるんですけれども、実際のところ、市営住宅の使用料につきましては、過年度分、確かにありますけれども、この延滞金をつけて、今徴収しているということはありません。というのは、条例的にはあるんですけれども、合併前から市営住宅自体が低所得者あるいはこういういい方がいいかどうか分かりませんが、生活困窮者に対しての住宅供給などで、滞納が発生しても使用料自体は取るんですけれども、今まで延滞金等を請求したということは、市からはございません。そういった状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これは一番、今、現在、コロナという中で大変厳しい社会情勢にあるんだよね。そういうところ、これから国の法で決まったことだから、地方でどうのと言えないんだけど、今言ったのは、その延滞金とか、甲斐市は甲斐市独自のやっているやつでいく、そういった特例的なものがあるんなら、はっきり言えば、生活困窮者とかそういうところら辺のところの対応と、この法律ができることになるのかな、それは、甲斐市独自の。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） そうですね、特にコロナということ言えば、今はないんですけれども、ただ、この延滞金につきましては、県にも聞きまして、確認しましたところ、県でも先ほどいった生活困窮者というか、そういう状況もありますんで、県でも延滞金については、現在のところ徴収していないということがございまして、市でも一応、今後も一応延滞金につきましては使用料は過年度分も徴収をこれから進めていきますけれども、延滞金の掛け率は取らないというような考え方で、今後も考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと、参考までに聞きたいんですけども、今の（１）から（７）、一部その住宅については延滞金を取っていないということだと思うんですよ。これ、本来、条例であれば取るべきことだと思うんです。今、市税以外の保険料、それから負担金というのが改正の対象になっているんですけども、じゃその市税を含めて、延滞金、これ、徴収状況というのはどういうふうになっているのか。各項目にわたっていろんな課長さんがいらっしゃいますので、それに延滞金をつけるべき条例があるにも関わらず、今、小宮山建設課長が言ったんですけども、こういう状況もあるんですけども、なぜ取っていないのか、この辺、ちょっとお伺いしたいんです。昨年度の、例えば取っているところの徴収金額、それから件数等々があれば。

○委員長（内藤久歳君） 二宮課長。

○収納課長（二宮千栄君） このたびは諸収入ということで、税、国保税ではないわけですが、令和元年度の決算を申し上げますと、市税については2,931件で、1,258万6,069円の延滞金を徴収しております。国保税につきましては3,081件、1,839万5,096円の延滞金を徴収しているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 今、国保と市税については延滞金はちゃんと取っている。けど、ほかのものについては今、取っていないという状況が、今出てきているわけです。今、いろんな交付税から何から一応厳しい折に、その家庭の事情とか困窮の状況というのはあるかもしれないんですけども、条例がある以上、ある程度、それに沿った徴収方法を取らなきゃいけないというふうに思うんですけども、徴収していない場合、当局、各課において時間取らせて申し訳ないんですけども、どういう理由で徴収していないのか。さっき、建設の課長はご紹介いただけましたけれども、ほかの項目について、どういうふうなお考えを持っているのか、1人、2人聞いても構わないですかね、どこか代表で、お答えいただければありがたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 所管の課長、特にありますか。

じゃ、相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 長寿推進課で所管しております介護保険料につきましては、2年間の猶予期間がございます。いわゆる徴収期間がございます。それを過ぎますと不納欠

損になりますので、非常に短期間での徴収業務になるわけですが、特に悪質な滞納、経年的にやっている差押え等したものについては、当然、料と合わせて延滞金も徴収させていただきます。ただ、それ以外の若干の納付遅れとか、そういったものについては、介護保険料のみというような徴収体制を今、取らせていただいております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） じゃ、随時。

島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 保険課になります。後期高齢者医療保険料になりますが、合併当時から延滞金の徴収はしておりません。延滞金につきましては、納付期限に納めた方、納付期限を過ぎた方との公平性の、そういった問題のために徴収もですが、後期高齢者医療についてはご存じのとおり、平成20年度から75歳到達から加入になっておりますけれども、ほとんどが年金天引きの方ということもありまして、あと、普通徴収の滞納額というのも少額でありますので、その辺のところをいろいろ勘案しまして、現在も延滞金を徴収していない状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） お答えいたします。

下水道事業につきましては、第3条で受益者負担金というのと、あと第6条の区域外流入の分担金というのがございます。これについても同じで、延滞金につきましては、徴収はしておりません。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） すみません、うちの市営住宅と、あとその横に道路占用徴収料というのがございまして、こちらについてですけれども、こちらにつきましては調べましたところ、合併してから滞納がございませんので、徴収をしたという事例はございませんけれども、こちらにつきましては滞納等ありましたら、条例どおり徴収はすることと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員、ほかにもございますか。

議長。

○議長（清水正二君） 今の五味議員の質問とリンクする部分なんですけれども、うちの第1

条のところの附則の延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は同項の規定に関わらず、各年の延滞金特別基準割合、平均貸付割合と、云々とあって、規定する平均貸付割合という年1%の割合を加算した割合というんですけれども、現状の中で、今、言われている、例えば市税とか、そういった部分の延滞金の利率割合というのは、本市ではどのぐらいの利率で、今、現行やっておるんですか。

要は、その延滞をする部分というのは、悪質な部分もありますけれども、ほとんどの人が生活困窮者だと思うんです。そこら辺のところ、利率というのが、昔はこの14.6%とっていて、非常に返すのが大変だという形の中でやっておられたんですけれども、そこら辺のところ、ちょっと聞きたいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 二宮課長。

○収納課長（二宮千栄君） 延滞金は法令どおりになっておりますので、こちらの8月にも私どものほうで一部改正をさせていただいたとおりでございますが、今日お示ししたとおりの延滞金のパーセンテージでございます。

○委員長（内藤久歳君） 議長。

○議長（清水正二君） ですから、本市の割合というのは14.6%の割合で、今現状、取っているということなんで、最初の質問の答えがそこになかったんですけれども。そういったその中で、今、五味議員が言われたさじ加減みたいなものです、各課の、取る取らないということになると。そこら辺のそういった延滞金のそういった加減の猶予とか、そういったものというのは各、そういう部署でもって変わってきたり何かするという、そのそういったものがこの条例の中以外の部分でも認められるという、そういう形ですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 最初の1か月が2.6%で、それ以後が8.9%になります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

ちょっと休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○委員長（内藤久歳君） 再開します。

相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） ただいまの清水議長からお話があった件でございますが、法令的には年率7.3%、それは税に関していいますと、納付期限から1か月たったときには7.3%でまず決算します。それ以降、1か月ほど経過しますと14.6%というのが、まず、これはもう古くから国が定めた利率です。ただし、こういった金利が低い時代の中で、非常に高い利率ですので、これは毎年、国のほうで、これは全国一律なんですが、先ほど特例基準割合とお話がありました、その計算に基づいてやっていますので、例えば、令和2年度につきましての1年間につきましては、税につきましては最初の1か月が2.6%、それ以降については8.9%で、日割りで計算をします。それぞれが、延滞金が計算されることになっています。税につきましては、納期から1か月たったところのその低いものなんですが、介護保険料については、条例で最初の3か月が最初の低い利率、それ以降は高い利率で、介護保険料につきましては、低い利率でずっと計算すると、それぞれの条例で定めがあると思います。

以上です。よろしいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第85号の質疑を終了します。

これより、議案第85号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告についてはご一任願います。

以上で議案第85号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第97号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

大寫課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） よろしくお願いたします。

生涯学習文化課より、議案第97号 指定管理者の指定の件について、ご説明させていただきます。

資料は、甲斐市定例市議会議案のこの57ページをお開きください。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市双葉ふれあい文化館条例、第4条の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理を指定するものでございます。

公の施設の名称及び位置につきましては、甲斐市双葉ふれあい文化館、甲斐市下今井230番地であります。

指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名は、甲府市朝気1丁目2番2号、公益財団法人やまなし文化学習協会、理事長高野孫左エ門でございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間でございます。

提案理由、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があり、これがこの案件を提出する理由でございます。

続きまして、別冊、定例市議会資料の72ページをお願いいたします。

指定管理者の指定の経過報告について、主立ったものをご説明させていただきます。

4番の募集及び審査の経過でございます。令和2年9月1日から同月30日の期間、市の広報等で公募をしたところ、2団体より応募がございました。同年10月8日に書類審査である一次審査、同10月29日に指定管理者の選定委員会による財務分析審査など二次審査を実施し、同日の最終審査を経た結果、11月6日に公益財団法人やまなし文化学習協会が指

定管理者候補者として選定をされました。

73ページになります。

5番、仮協定書の締結でございますが、双葉ふれあい文化館指定管理者の指定に向け、指定管理者候補者と事前協議を行い、本定例会において指定管理者の指定について議決されるまでの間、11月13日付で仮協定書の締結を行ったところでございます。

続きまして、74ページ、75ページとなります。

基本協定書の項目となります。項目の主な内容についてご説明させていただきます。

4番、指定管理者が行う管理業務の範囲は、利用許可、利用料金の徴収、施設の維持管理等になります。

5、管理施設の改修費用等につきましては、原則として、市がその必要性を判断しますが、管理施設の修繕等については、利用者協議の上、実施いたします。

また、1件50万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施することになります。

7の備品等の取扱いにつきましては、無償貸与とし、また修繕につきましては改修費用と同じ条件とし、更新等については市が主たる責任を負います。

75ページをお願いします。

9、モニタリングにつきましては、利用者へのアンケートを実施し、利用者の意見を聞く中で、企画運営に生かすとともに、業務状況に関する自己評価を行い、施設全体の運営について向上を図ってまいります。

10、指定管理料の支払いにつきましては、別途、年度協定で定めませんが、年2回、上期と下期に分けて支払いを行います。

76ページをお願いいたします。

年度協定書の項目となります。年度協定の目的により、令和3年度の業務内容、指定管理料について定めております。基本協定書に定めるもののほか、指定管理業務に関する仕様書で文化事業について定めており、本業務の実施対価として指定管理料を支払うことになっております。

以上、甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理者の指定の件について説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、説明いただいて、その審査の過程、経過というのを今、説明していただいた中で、指定管理者選定委員会という名称が出てきますよね。この構成はどんなようになっているんですか。

それと、この指定管理者選定委員会というのは、もう指定管理者を選定する場合、どんな部分でもみんなこれは共通した委員会なんですか。その辺、お願いしたいです。

○委員長（内藤久歳君） 小田切係長。

○生涯学習係長（小田切 治君） 指定管理評価委員会の構成につきましては、委員は10名以内で組織をするということになっております。まず、見識を有する者、あと副市長、市の職員で構成されております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） こういう10人以内ということですよ、今の答弁だと。今、いろいろ知識を持った人たちを選んでいるんでしょうけれども、これは指定管理者の種類によって変わるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 山田部長。

○教育部長（山田 洋君） 指定管理者の選定委員会につきましては、先ほど係長が申し上げた識見を有する者という中に税理士さんが2名、中小企業診断士さんが1名という外部委員さんが入っております。あと、市の職員につきましては、所管している担当部長、各指定管理を委託している中の部長が入っております。委員長につきましては、先ほど申し上げた副市長がなっております。

なお、ご質問のどの施設についても同じかということでもありますけれども、同じ委員において審査していただいております。

以上であります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（有泉庸一郎君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） すみません。継続という事ですよ。もう1社、あったと、候補があ

ったという説明がちょっとあったんだけど、それはどういう方というか、どんな団体だったんですか。

○委員長（内藤久歳君） 大寫課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） もう1社につきましては、東京の千代田区神田小川町にあります株式会社ケイミックスパブリックビジネスという会社でございます。

○委員（斉藤芳夫君） ちょっと分からない。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） 株式会社ケイミックスパブリックビジネス。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 特徴的にどういう差があって、どういう判断基準になって、継続になったか、あるいはその辺はその選定の委員会が選定したんだろうと思うんだけど、例えば具体的に項目いろいろあって得点云々という経緯を数字にしてトータルというふうにして選定基準決めているはずなんだけど、そこは例えば、この部分は極端に開きがあったとか、この部分はこうだったとかということは資料的には残っているはずですよ。いかがですか。

○委員長（内藤久歳君） 小田切係長。

○生涯学習係長（小田切 治君） 選定につきましては、それぞれ大まかに分かれて5つの項目に分かれております。それで、それぞれ選定委員の方々が、それぞれの団体のプレゼンを受けて採点を行っております。どちらが極端にいいか悪いかというのは特にございませんでして、それぞれの項目において、それぞれの団体のいい部分と悪い部分が出てくるんですけども、結果的にその平均点が今のやまなし文化協会のほうが上回ったということで、候補者に選定をされました。点差につきましては、1.5点の差です。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 総得点がどれだけあって、両方がどうだという説明を。

大寫課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） 細かい評価点につきましては100点満点中のそれぞれ60点台ということで、この先行要領に基づきまして、募集团体の採点表につきましては、2団体以外には公表しないということになっております。2団体につきましても、いずれも100点満点中の60点台で僅差であったということでございます。

○委員長（内藤久歳君） それでいいですか。

斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 基本的にもう少し中身をもっと充実させて、これが指定管理にしても何にしても参加しようという意欲のある人たちがたくさんいるような状況が必要なわけです。マンネリ化イコール随契、そのままになっていって、それで私がこの間から言っているように、いろんな施設整備だとか安全管理とか、生命に関わることが甘くなっていく可能性が強い。そういうことに関して、施設はあくまでも老朽化するから、老朽化するからただ安全は二の次では困るということなわけです。やっぱり、この協定をしている業者さんと執行がちゃんと、よく吟味をしていく、もっと例えばお金かかっちゃうから困るとかいう話ばかりじゃなくて、やはり中身を充実させることによって、指定管理の見直しをするときに、参加者がうんと増えてくるような状況、競争的な要素が持てるような、そういうことが私は最終的に必要だと思うんだけど、その辺はどうかな。お金がないからやっぱり無理か。

○委員長（内藤久歳君） 山田部長。

○教育部長（山田 洋君） 今回、2社ということで、課長のほうから説明させていただきましたけれども、前回、5年前の募集のときは1社ということで、少しはよくなっているのかなという部分は感じております。なかなかこのふれあい文化館の文化的事業をやってくれるという業者がそれほど多くはないのかなという部分も感じたりしていますけれども、今の委員さんの意見を参考にさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） お尋ねいたします。

この指定管理者を決めるときの中で、利用者の要望というものをしっかりと受けとめてこういう指定管理者のほうへ伝えているかどうかということを知りたいと思います。何を聞きたいかという、私たちも大分ここは使わせていただいて、今現在、指定管理者になっている業者さん、非常に有能で、企画力もあって、私は、評価はいたしますけれども、利用者側からすると、あの文化会館は一息つけるところがないということが前から言われているんです。例えば、利用者が途中でちょっとお茶を飲みたいというようなときにも、あのふれあい

文化館の中にそういう場所を設けてもらいたいなという意見は、前から聞いているんですけども、なかなかそういうところが進まない。もう少し、やはり利用する人たちが何を求めているかということをしっかり聞いていただいて、そういうこともイベントをするときにそういう毎日そこに何か喫茶室を置くということではなくて、その日だけそういうところ出張に来て、お茶を提供するような業者が入るとか、そういうことも今から考えていっていただきたいなと思いますが、そういうことに対して、どんなふうに相手方に伝えたことがありますか。

○委員長（内藤久歳君） 大寫課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） いろいろなイベント等を行った後、アンケート調査とかを行っております。その中で、事業者についてもそのアンケートの中をよく吟味していただいて、次のステップに踏んでいただきたいということで行っております。

改めまして、いろいろなご意見等寄せられると思いますので、その一つ一つに対して、事業者と細かく協議をして進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○議員（滝川美幸君） ぜひ、その辺、前向きに検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 要望でいいですか。

○議員（滝川美幸君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 前回、1社だったところ、今回は2社あって、前進はしているということなんですが、やはり客席数が500ということで、なかなか大きなものも打てないのかなとは思いますが、ここは絶対に守っていただいて、文化の拠点の甲斐市の中でたった一つしかないステージ、ホールを持っているところなので、なんとか5年間はこれでいいかなというふうに、私も安心したんですけども、協定書の中に、3番の指定管理者は指定管理業務に関する使用者の文化事業について、年間1,000万円以上の事業を企画するものがあるというんですが、これは1回の事業の1,000万か、どういうふうなあれになっていますか。それで、現在の状況はどうでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 大寫課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） この1,000万という額につきましては、1回の事業では

なくて、こちらからお願いをしております文化的な事業とか、指定しております事業の全部、総事業含めた金額になっております。ですので、一つの事業に対しての1,000万ということではございません。

それから、細かい状況につきましては、昨年度ですけれども、ロビーコンサートとか、あるいは小中学校の音楽祭とか、こちらのほうで事業を行ってくださいといった指定した事業、あるいは、NHKのラジオ深夜便とか、そういったものも含めた事業について対象になっております。

○委員長（内藤久歳君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 自主企画事業みたいなものも入るとのことなんですか、その、この団体が自分で呼んできて、収益を上げ、収益を上げると違っちゃうんですかね。だけど、やっぱりそういったこと、すごく大事なんですけれども、その1,000万はこれに、1,000万と言ったってあれですけれども、入らない自主企画事業、その辺のところの区別というのはどんなふうになっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 小田切係長。

○生涯学習係長（小田切 治君） 文化事業につきましては、大まかに分けて2種類分かれております。1種類目が芸術作品の鑑賞事業ということで、こちらが指定管理者が企画をした、いわゆる著名人の音楽コンサートだったりだとか、今いうNHKのラジオ深夜便などを指定管理者のほうで開催をしております。

そのほかに市民の参加型事業ということで、市の指定事業、小中学校音楽祭、新春カラオケ大会などを4事業ほど行う中で、トータル1,000万円の事業費、1,000万円以上の事業の企画を願っているところであります。

令和元年度につきましては、これらの事業が全部で15の事業を実施したところであります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにご質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第97号の質疑を終了します。

これより、議案第97号 指定管理者の指定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第97号を終わります。

これで、条例審査を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時31分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのようにいたします。

初めに、議会事務局より1款議会費、1項議会費から、2款総務費、6項監査委員会費まで、一括説明をお願いいたします。

土屋局長。

○議会事務局長（土屋達巳君） よろしくお願ひいたします。

それでは、議会事務局関係の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

内容について、13ページの説明欄でございます。10議員報酬281万5,000円の減額でございます。

これにつきましては、横山洋介議員の辞職に伴います議員1名分の報酬等の減額補正でございます。

次に、11議会運営費272万9,000円の減額でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国及び関東の市議会議長会総会の開催の中止、研究フォーラムや研修会の開催の中止、またそれぞれの常任委員会で開催を予定しておりました研修会を翌年度に先送りしましたことにより未執行となります。旅費や有料道路使用料、バス借上げ料、参加負担金の減額補正でございます。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目公平委員会費内容について、15ページの説明欄でございます。01公平委員会費13万7,000円の減額でございます。

こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、東京、神奈川など、首都圏開催の総会、研修会、研究会の開催中止により、未執行となります。旅費や有料道路使用料等、また参加負担金の減額補正でございます。

最後に、16、17ページをお願いいたします。

同じく2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、内容について17ページでございます。

01監査委員費3万7,000円の減額です。こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響を受け、東京、千葉など首都圏開催の総会、研究会の開催中止により未執行となります。旅費や有料道路使用料等の減額補正でございます。

以上が議会事務局関係の補正予算の説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議会事務局関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、総務課より、2款総務費、1項総務管理費及び2款総務費、4項選挙費について説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

それでは、総務課の12月の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算説明書の12、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、12総務管理事業を20万9,000円増額補正、14国際交流事業が639万円の減額補正、15特別定額給付金事業が4,743万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。財源内訳につきましては特別定額給付金給付事務費及び特別定額給付金給付事業費補助金の4,773万1,000円を減額補正するほか、一般財源でございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

まず、12総務管理事業につきましては、組織機構の見直しに伴います公印等の購入経費であります。

次に、14国際交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、タラマラハイスクール友好交流団派遣事業、キオカック市友好交流団受入事業及び山梨県四川省35周年記念事業への派遣事業を中止したことに伴います不用額の減額であります。

次に、15特別定額給付金事業につきましては、前回の総務教育常任委員会で実績を報告させていただきましたとおり、給付事業費及び給付事務費の確定に伴う不用額の減額でございます。

次に、2目文書広報費につきましては、補正前の額が3,074万4,000円に44万円の増額をお願いし、3,118万4,000円とするものでございます。財源内訳につきましては全額一般財源となっており、10情報公開行政不服審査事業を44万円の増額補正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。10情報公開行政不服審査事業につきましては、文書廃棄に伴う溶解処理経費の増額をお願いするものでございます。

次に、4目財産管理費につきましては、補正前の額が1億2,026万2,000円に3,398万2,000円の増額をお願いし、1億5,424万4,000円とするものでございます。財源内訳につきましては全額一般財源となっており、01竜王庁舎維持管理事業を3,398万2,000円の増額補正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

01竜王庁舎維持管理事業につきましては、令和3年度からの組織機構の見直しに伴い、新館2階に防災危機管理監を設置するための防災対策室改修経費及び新体制への移行に伴います机等の備品購入、案内看板等の改修経費、I P電話の増設設定業務委託経費等の増額補正のほか、竜王庁舎のI P電話料の支出見込みに伴います増額補正をお願いするものでございます。

次に、6目情報管理費につきましては、補正前の額が2億5,427万1,000円に、474万2,000円の増額をお願いし、2億5,901万3,000円とするものでございます。財源内訳につきましては一般財源から社会保障税番号制度システム整備費補助金、システム改修事業補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の合計270万2,000円を国・県支出金へ財源更正するほか、一般財源となっております。

01情報化推進事業につきましては、474万2,000円の増額補正、03業務系システム運営事業につきましては財源更正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

01情報化推進事業につきましては、令和3年度からの組織機構の見直しに伴いますLAN配線等改修に係る経費、ネットワーク改修業務及びシステム変更対応業務に係る経費の増額をお願いするものでございます。

03業務系システム運営事業につきましては、国の補助額の確定に伴う財源更正をお願いするものであります。

なお、補助金の内訳であります、社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、特定個人情報データの標準レイアウト改版による介護保険料補助金でありまして、補

助率は3分の2となっております。

システム改修事業補助金につきましては、令和3年度介護報酬改定をシステムに反映するための介護保険事業費補助金でありまして、補助率は2分の1であります。日常生活支援住居施設の創設に伴います生活保護事務処理システム改修による生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、補助率2分の1となっており、これらのシステム改修に要する経費について、国の補助額確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

次に、10目固定資産評価審査委員会費につきましては、補正前の額が17万1,000円から14万4,000円の減額をお願いし、2万7,000円とするものでございます。財源内訳につきましては全額一般財源となっており、01固定資産評価審査委員会費を14万4,000円減額補正するものであります。

内容につきましてご説明させていただきます。01固定資産評価審査委員会費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、任期中1回行っております専門研修会を中止したことに伴います不用額の減額であります。

次に、16、17ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費につきましては、補正前の額が55万6,000円から、5万1,000円の減額をお願いし、50万5,000円とするものでございます。財源内訳につきましては全額一般財源となっており、01選挙管理委員会運営事業を5万1,000円減額補正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。01選挙管理委員会運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、全国市区選挙管理委員会連合会関東支部負担金及び定期総会参加者負担金を徴収しないことになったため、不用額を減額するものでございます。

以上で、12月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、秘書政策課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまです。

秘書政策課から補正予算の内容を説明させていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、説明欄の03企画管理費の176万9,000円の減額補正をお願いするものであります。この03企画管理費の補正につきましては、コロナ禍により、当初予算で計画しておりました総合計画プロジェクト事業の甲斐市政策研究所として参加を計画しておりました人材育成研修への派遣の中止、ふるさと応援寄附金事業の都内で開催が予定されていたイベントの中止及びイベントの企画変更に伴い、関係経費の予算の減額をお願いするものであります。内訳につきましては、8節旅費62万1,000円の減額につきましては、研修会及びイベントの中止等に伴い、出張旅費の不用額を減額するものであります。

11節、33万円の減額につきましては、ふるさと納税ポータルサイト運営会社主催によりイベント企画がウェブサイトによるリモートイベントへの変更に伴い、会場出展料の不用額を減額するものであります。

次に、13節使用料及び賃借料4万8,000円の減額につきましては、ふるさと納税イベント参加に伴います有料道路使用料と駐車場使用料の不用額を減額するものであります。

最後に、18節負担金補助及び交付金77万円の減額につきましては、甲斐市政策研究所の事業であります研究員が参加を予定しておりました人材育成研修及び管理職研修の参加の断

念による研修参加負担金を減額したものであります。

以上で、今定例会に提出しました補正予算の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

傍聴議員、質疑ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、秘書政策課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

梅原市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 引き続き、お願いいたします。

市民活動支援課の12月補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正予算について、ご説明を申し上げます。

ナンバー21の生活環境部公用車管理事業につきまして、補正前の額89億2,282万円に、補

正額157万3,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては公用バスの使用者が新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度上半期に予定していました事業の自粛等により、予定されていた公用バスの運行件数が減少したため、減額補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書16、17ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費の補正予算についてご説明申し上げます。ナンバー01の市民相談費120万円及びナンバー02市民温泉等維持管理事業225万2,000円につきまして、補正前の額8,494万5,000円に、補正額345万2,000円を増額し、補正後の額8,839万7,000円とする補正をお願いするものでございます。

ナンバー01の市民相談費につきましては、罪を犯した人たちの社会復帰を目的とした更生保護法人山梨以徳会が所有する更生保護施設の老朽が進み、建物の安全性が懸念されるため、国の指導を受け、このたび施設の建て替え工事を実施することになりました。過日、同会より山梨県市長会に対し、助成依頼があり、本市の負担金が決定されたため、増額補正をお願いするものでございます。

また、ナンバー02市民温泉等維持管理事業につきましては、山梨交通株式会社が指定管理者をしております市民温泉3施設を、新型コロナウイルス感染防止のため本市からの自粛要請により臨時休館とした際、収益減少したため増額補正をお願いするものでございます。本件については、当該指定管理者から基本協定書の規定に基づき、減少した収益の補償について要望書が提出され、内容を精査したところ、基本協定に定める不可抗力に該当するため、3施設が休館した3か月間の施設利用料金収入などの収入と燃料費などの支出を算出し、前年度の同月3か月の収支総額と比較した収支減少額を補償したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明は終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今の市民温泉の山梨交通、指定管理のことで、当然、休業を余儀なくされたということで補填と、これはやむを得んと思えますけれども、基本的にどのぐらい減少したのかな。例年度に比べてかなり落ち込んだ傾向があるか。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 利用者数という形でご報告させていただきますと、3施設ありまして、今回、10月まで直近でございますが55.2%、7か月間で55.2%、前年に比べての利用になっております。最近でございますが、当初、各施設80%近く戻ってきたんですが、また11月に入りまして、コロナの関係でなかなか数字が伸び悩んでいるというお話を昨日、現場のほうで確認しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。いいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 市民相談費のところの120万円の負担金のところなんですけれども、厚生施設というのは現在のどこの厚生施設を建て直しということなんです。内容的なものも含めてお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 山梨以徳会でございますけれども、甲府の青沼のほうにありまして、今までそちらのほうもあったんですけれども、その同じ場所で新しく建て替えるということでございます。

○委員長（内藤久歳君） 名称は。

○議員（保坂芳子君） 現在の名前は、施設の名前。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 山梨以徳会。施設の名前ですね。

○議員（保坂芳子君） そうです。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 山梨以徳会。

○委員長（内藤久歳君） どういう字を書くか。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 以上、上下の以上に三徳の徳です、の会、以徳会。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○議員（保坂芳子君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、税務課より、2款税務総務費、2項徴税費について説明をお願いいたします。

三井税務課長。

○税務課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

税務課より補正予算につきまして説明させていただきます。

令和2年度12月補正予算説明書16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、10市民税賦課費の10節需用費及び17節備品購入費において29万1,000円、また14市税還付金の22節償還金利子及び割引料を700万円の増額補正となります。内容といたしましては、市民税賦課費において、来年2月16日から始まります確定申告受付業務に係る新型コロナウイルス感染症の感染防止対策経費となります。身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、消毒を徹底し、3密を避ける等の防止策といたしまして、需用費におきましてはフェースシールド、マスク、アルコール消毒液等の購入費となります。また、備品購入費におきましては、対面で業務を行うためアクリル板や電池式の自動手指消毒器を購入する購入費となります。

今回の確定申告につきましては、国また甲斐市広報におきまして、市民の皆様には申告会場に足を運ばなくてもパソコンやスマホを利用したインターネット提出や、郵送による申告を利用していただくように周知をしております。また、申告会場へ来場する方につきましては、3密回避のため、申告の提出のみの方につきましては、庁舎ロビーで受理するなど、事務の分散や申告会場における時間別の入場制限なども運用として考えているところでございます。

次に、市税還付金ですが、法人市民税の決算期の確定申告書におきまして、予定納税で納め過ぎていたことによる事業者への還付が当期予算に比べまして増えていることによる支出

見込額が不足となるものに対する増額補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ございませんか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員の質疑ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、税務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、防災危機管理課より、9款消防費、1項消防費について説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） お疲れさまです。

防災危機管理課より、補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の28ページ、29ページをお願いします。

9款1項1日常備消防費の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。01の常備消防負担金につきまして263万7,000円を増額する補正をお願いするものでございます。これは基準財政需要額等の確定に伴いまして、甲府地区広域行政事務組合の常備消防負担金181万1,000円の増額、峡北広域行政事務組合の常備消防負担金174万1,000円の増額となり、電気用品及び液化ガス移譲事務負担金も16万2,779円の増額をお願いするものであります。

また、峡北広域行政事務組合の消防署再編整備負担金につきましては、北杜消防署の新築

に係る実施設計の結果によりまして、地盤の軟弱な部分のくい打ち工及び雨水の敷地内処理施設の費用が増額となりましたが、緊急防災減災事業債の対象範囲が広がったため、負担金が減額となりました。その結果、107万8,000円の減額をお願いするものであります。

次に、9款1項2目非常備消防費につきまして説明申し上げます。01の消防委員等費につきまして、49万4,000円を減額する補正をお願いするものでございます。これは新型コロナウイルス感染対策のため、消防委員の研修を中止といたしましたので、その経費を減額するものでございます。03の消防団活動費につきまして554万7,000円を減額する補正をお願いいたします。これも新型コロナウイルス感染症対策ため、消防団活動のうち、消防団総合訓練大会や市の消防団フェスタなどの事業を中止といたしましたので、その経費を減額するものであります。

次に、9款1項4目水防費につきましてご説明申し上げます。01の水防対策事業につきまして、77万5,000円を増額する補正をお願いするものでございます。これは信玄堤内に設置しております川倉、これは聖牛の小型版になりますが、経年劣化によりまして、竹製の蛇籠が破損しており、中の石が落下している状況であります。平成28年10月に消防団に作成していただいた経緯により、再度の製作作業を依頼し、団の了承をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施がかなわない状況が続いております。このことから、資材工事費を計上し、年度内での危険状況の解消を目指すものであります。

次に、9款1項5目災害対策費につきましてご説明申し上げます。03の自主防災組織補助事業につきまして400万円を減額する補正をお願いするものでございます。これは今年度、新型コロナウイルス感染症対策のため、総合防災訓練の内容を変更し、避難訓練、自治会独自の防災訓練を縮小したことによります訓練事業費補助金と自主防災組織訓練資機材整備事業補助金の申請が減少したことによる減額であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 自主防災の補助事業、400万減額してあるんだけど、これは自治会のいつものやつかな、もらっている防災訓練。これ、内容、ほとんどの自治会は、一応、実施はしたんですか。その辺の内容、ちょっと詳しく教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 各自治会において、訓練は実施していただいております。

減少の主なところとしましては、やはり全員を集めてそのときに飲料水を渡すとか、そういう費用が減ったものというふうに考えております。それ以外の備蓄であつたり、必要な資機材は例年どおりの申請が出ているものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局、各自治会で一応、行うことは行ったということだね。実施したということでしょう、要は。

○委員長（内藤久歳君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） そうですね、結果的には、ふだんの参加率におきまして、在宅での安否確認ということが多かったものですから、参加率としては大幅に伸びているというような状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（赤澤 厚君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水和弘君） 峡北の再編事業の状況はどんな状況か、分かればちょっと教えて。

○委員長（内藤久歳君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 峡北消防署の再編計画につきましては、一昨年度、調査におきまして3署所、北杜市内を3署所にするにするとする計画で一応、めどがついたということで、昨年度、北杜市のほうで動き始めたんですけれども、やはり白州のほうがちょっと今までなくなってしまふということで、北杜市あるいは関係市町村が集まって最終的には4署所で対応しようということになってございます。北杜署自体がもう既に老朽化が進んでいるということで、今年度、建て替えを行い、これは今までの長坂署の敷地内でございます。そこを中心にあと3か所ということで、今年度再調査をかけて、年度末のところに最終報告が出るというような予定になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水和弘君） その中で双葉の関係はどんなふうになるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 双葉につきましては、現在、影響はないものというふう  
に考えております。

以上です。

○委員（清水和弘君） 分かりました。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

傍聴議員、質疑ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、防災危機管理関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、学校教育課より、10款教育費、1項教育総務費及び10款教育費、5項幼稚園費  
について説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） 大変お疲れさまです。よろしくをお願いいたします。

それでは、学校教育課に関係いたします補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書の30、31ページをお願いいたします。

初めに、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、11学校庶務費9万3,000円の減額  
の補正をお願いするものです。内容でございますが、不登校児童・生徒の学習支援を行う甲  
斐市適応指導教室オークルームの開設日数の増加に伴う指導員の報酬の増額分と、中学校で

毎年実施をしております体力テストが新型コロナにより中止となったことに伴う業者への集計分析の委託料の減額分を合わせたものとなります。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費、1子ども・子育て支援事業277万円の増額の補正をお願いするものです。内容でございますが、令和元年度分の子育てのための施設等利用給付交付金の国庫負担金及び県費負担金の額が確定したことに伴いまして、国及び県への返納分を増額補正とするものです。

以上が学校教育課に関係いたします補正の予算となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、学校教育課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費及び債務負担行為について説明をお願いいたします。

大寫生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） よろしくお願いいたします。

それでは、生涯学習文化課より12月補正予算つきましてご説明をさせていただきます。

議案書は28、29ページ、補正予算説明書は30ページ、31ページとなります。よろしくお願いたします。補正予算説明書で説明をさせていただきます。

10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費の10社会教育総務費328万8,000円の減額と、12竜王中部公園セミナーハウス管理運営費54万7,000円の減額でございます。補正前の額9,466万7,000円に383万5,000円の減額をお願いし、9,083万2,000円とするものであります。

社会教育総務費の減額内容につきましては、今年度、新潟県で開催を予定しておりました社会教育委員の関東ブロック大会、これは全国大会を兼ねますが、が県外からの参加を中止としたため、これに伴う旅費、市賃料、負担金の減額並びに青少年育成甲斐市民会議への補助金のうち、市民会議、各地区民会議において中止となりました事業分の補助金の減額であります。

次に、竜王中部公園セミナーハウス管理運営費については、4月から6月まで行いました新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休館に伴います施設の管理清掃委託料の減額及び中部ふれあいまつりの中止に伴う補助金の減額補正となります。

次に、2目公民館費、10公民館庶務費110万円、11竜王北部公民館管理運営費28万3,000円、13竜王南部公民館管理運営費36万4,000円、16双葉公民館管理運営費34万円の減額でございます。減額内容につきましては、竜王北部、竜王南部、双葉の各公民館と、陸沢、清川、吉沢の各地域ふれあい館で予定をしておりましたふれあいまつりの事業が、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。これに対します補助金の減額及び竜王北部、竜王南部、双葉の各公民館が4月から6月まで行いました新型コロナウイルスの感染防止のための臨時休館によります施設管理清掃委託料の減額の補正となります。

次に、3目文化会館費の01敷島総合文化会館運営費71万9,000円の減額と02双葉ふれあい文化館管理運営費208万3,000円の増額をお願いするものであります。敷島総合文化会館管理運営費の減額内容につきましては、これも4月から6月まで新型コロナウイルス感染防止のために臨時休館を行いまして、それに伴います施設管理清掃委託料の減額補正となるものであります。また、双葉ふれあい文化館管理運営費も増額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大のため、本市からの自粛要請に応じて、施設を臨時休館したことによります収益減少への補償、補填及び賠償金の増額補正であります。本件につきましては当該施設指定管理者から基本協定の規定に基づき、減少いたしました収益の補償について要望書が提出され、内容を精査しましたところ、基本協定書に定める不可抗力による収益減少と判断をし、今回

補償するものであります。金額につきましては、臨時休館を行った月の使用料と収入と光熱水費などの支出を算定し、前年度同期との対比とともに算定をしています。

次に、4目文化財保護費、01歴史民俗資料館等施設管理運営費147万5,000円の減額補正をお願いいたします。減額内容につきましては、竜王歴史民俗資料館解体工事請負費及び収蔵品の搬出委託料の入札差金によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料、補正予算説明書35ページとなります。

先ほど、ご審議をいただきました甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理について協定を締結することに伴い、1億9,472万5,000円を限度額とし、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

質疑がないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、生涯学習文化課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、スポーツ振興課より、10款教育費、7項保健体育費について説明をお願いいたします。

山岡スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 大変お疲れさまです。

それでは、スポーツ振興課より12月の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書32、33ページをお願いいたします。

まず、10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費の10体育総務費297万円の減額と、20スポーツイベント補助事業424万円の減額でございます。補正前の額8,332万8,000円に721万円の減額をお願いし、7,611万8,000円とするものであります。財源につきましては全て一般財源でございます。

補正予算の委託料であります。東京2020オリンピックが新型コロナウイルス感染症蔓延拡大により、開催が延期となったことに伴いまして、本市で予定をしておりました市民参加型事業コミュニティライブサイトの開催も延期となったことによります委託料の減額でございます。

次に、負担金補助及び交付金であります。やはり新型コロナウイルス感染蔓延拡大に伴います甲斐梅の里クロスカントリー大会及び新規事業であります（仮称）KAI・スポーツデイの開催が中止等の決定により、各実行委員会の補助金の減額補正でございます。

次に、2目体育施設費の02体育館維持管理事業70万7,000円の減額と、09玉幡公園総合屋内プール運営費349万2,000円の増額補正でございます。補正前の額1億4,572万1,000円に278万5,000円の増額をお願いし、1億4,850万6,000円とするものであります。財源については全て一般財源でございます。

補正予算の委託料であります。新型コロナウイルス感染蔓延拡大により、竜王スポーツセンター及び双葉体育館、スポーツ公園も含めまして、休館にしたことによりますシルバー人材センターへの管理委託料の減額となっております。

次に、補填、補償及び賠償金であります。玉幡公園総合屋内プール、Kai・遊・パークにありますけれども、の開館について、新型コロナウイルス感染蔓延拡大に伴う本市からの自粛要請により、臨時休館をしたことによる収益が減少したための増額補正をお願いするものでございます。

本件につきましては、当該指定管理者から基本協定の規定に基づき、減少した収益の補償について要望書が提出され、内容を精査したところ基本協定書の定める不可抗力に当たる収

益減少と判断をし、今回、補償するものでございます。金額につきましては、収入と光熱水費等の支出を算出し、前年度比を基本に算定をしたものでございます。

次に、3目釜無川スポーツ公園管理費の01釜無川スポーツ公園維持管理事業21万円の減額補正でございます。補正前の額561万8,000円に21万円の減額をお願いし、540万8,000円とするものであります。財源は全て一般財源でございます。

補正予算の委託料であります。新型コロナウイルス感染蔓延により、スポーツ公園を休館にしたことによるシルバー人材センターへの管理委託の減額補正であります。

以上、スポーツ振興課からの補正の説明とさせていただきます。

ご審議のほうよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、スポーツ振興課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、企画財政課より、13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いいたします。

宮本企画財政課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明をさせてい

ただきます。

補正予算説明書の32ページ、33ページをお願いいたします。

下段になりますけれども、13款諸支出金であります。1項基金費、1目財政調整基金費、01財政調整基金積立5億8,264万3,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額を積み立てるものであります。

以上、歳出についてご説明申し上げました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑はないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、企画財政課、歳出関係の質疑を終了します。

引き続き、歳入についてを行います。

13款分担金及び負担金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

宮本企画財政課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算6億5,324万円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、13款分担金及び負担金であります。1項負担金、10目災害復旧費負担金、1節農林水産施設災害復旧費負担金57万8,000円の増額につきましては、楯無堰頭首工災害復旧工事の変更に伴い、関係自治体であります菰崎市と北杜市の負担金を増額するものであります。

次に、15款国庫支出金であります。1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金4,402万6,000円の増額でありますけれども、内容といたしましては、未熟児養育医療費助成対象者の増加に伴う養育医療費国庫負担金及び認定こども園の給付対象人数

の増加などに伴う教育・保育給付費負担金の増額、また、預かり保育等の特別保育事業の決算見込みにより、子育てのための施設等利用給付交付金を減額するものでございます。

次に、8節介護保険負担金813万円の減額につきましては、低所得者保険料の軽減単価の確定、被保険者数の確定により、低所得者保険料軽減負担金を減額するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金4,489万9,000円の減額でありますけれども、こちらは介護保険事業における特定個人情報データの情報連携に対応するためのシステム改修として、社会保障税番号制度システム整備費補助金の計上、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業の事務費、事業費の確定に伴う特別定額給付金給付事務費及び事業費補助金の減額、介護報酬改定等に伴うシステム改修として、システム改修事業費補助金を計上するものであります。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金25万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、手話奉仕者養成講習事業の回数を減らしたことに伴う地域生活支援事業費補助金の減額。日常生活支援住居施設創設に伴う生活保護システムの改修に係る生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を計上するものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金176万5,000円の増額につきましては、高等職業訓練促進給付事業の利用者増加に伴う母子家庭等対策総合支援事業費補助金、また、子育て支援拠点事業及び竜王東児童センター屋根防水工事等に伴う地域子ども・子育て支援事業交付金をそれぞれ計上するものであります。

次に、7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金730万円の減額につきましては、幹線道路整備事業において、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴いまして減額をするものでございます。

次に、10目災害復旧費国庫補助金、1節農林水産施設災害復旧費補助金1,169万円の増額につきましては、楯無堰頭首工災害復旧工事の変更に伴い増額するものであります。

次に、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金27万円の増額につきましては、地方税法の一部改正に伴うシステム改修経費として、国民年金市町村事務費交付金を計上するものであります。

次に、16款県支出金であります。1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金1,479万2,000円の増額であります。内容といたしましては、未熟児養育医療費助成対象者の増加に伴う養育医療費県負担金及び認定こども園の給付対象人数の増加などに伴う教育・保育給付負担金の増額。

お手数ですが、8ページ、9ページをお願いいたします。

上段になりますけれども、預かり保育等の特別保育事業の決算見込みになりまして、子育てのための施設等利用給付費利用給付負担金を減額するものでございます。

次に、7節介護保険負担金406万5,000円の減額につきましては、低所得者保険料の軽減単価の確定、被保険者数の確定により、低所得者保険料軽減負担金を減額するものであります。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金3万6,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、手話奉仕員養成講習事業の回数を減らしたことに伴う地域生活支援事業費補助金を減額するものであります。

次に、2節児童福祉補助金938万円の増額でありますけれども、内容といたしましては、子育て支援拠点事業及び竜王東児童センター屋根防水工事等に伴う地域子ども・子育て支援事業交付金、それと認定こども園等事業に係る県補助金であります教育・保育給付費地方単独費用補助金の増額。県独自の保育無償化事業でありますやまなし子育て応援事業補助金につきましては、対象者が減となったことによる減額。また、幼児教育・保育無償化に伴う業務の複雑化による業務マニュアル作成等に係る幼児教育・保育の無償化実施円滑化等事業費補助金を計上するものであります。

次に、4目労働費県補助金、1節労働費補助金45万円の増額につきましては、東京圏から就業した移住者への山梨県移住支援金交付事業費補助金を増額するものであります。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金581万5,000円の増額につきましては、中山間地域等の直接支払交付金事業に下福沢集落が新規に加入したことや、新たに農地が算入したことなどによりまして、日本型直接支払事業費交付金が増額になっておりますけれども、それと、機構借受農地整備事業において1件の要望があったことに伴う工事費の財源として交付される農地集積集約化対策事業費補助金及び桃の木にせん孔細菌病の被害が発生しているため、防除の支援を行うためのモモせん孔細菌病秋季防除対策支援補助金をそれぞれ計上するものでございます。

次に、19款繰入金であります。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金5,144万7,000円の増額につきましては、今回の補正予算における事業費の増分に伴う一般財源分を相殺した財源不足分を繰り入れるものでございます。なお、財政調整基金につきましては、今回の12月補正における積立てと繰入れによりまして、現時点での年度末現在高見込額は29億4,736万9,000円という状況でございます。

次に、14目森林管理基金繰入金、1節森林管理基金繰入金319万円の減額につきましては、森林経営管理制度に伴う森林所有者への意向調査準備業務において、新型コロナウイルスの影響により、県事業に遅延が生じたことにより、県より提供される予定でありました航空レーザー計測データや人工林GISデータが翌年度になるため、事業規模を縮小することに伴い、財源である森林管理基金繰入金を減額するものであります。

次に、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金157万4,000円、その下の11目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金1万4,000円の増額につきましては、それぞれの特別会計の令和元年度繰出金について決算への精算分を一般会計へそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、20款繰越金であります。1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金2億9,708万1,000円の増額につきましては、令和元年度決算に基づき確定いたしました決算剰余金6億9,708万1,000円のうち、当初予算計上分の4億円を除いた額を計上するものであります。

次に、21款諸収入であります。5項雑入、3目過年度収入、1節社会福祉費負担金過年度収入2,000円の増額につきましては、令和元年度障害児通所給付費医療分の国庫負担金の確定に伴う差額分が交付されますので計上するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金過年度収入2億8,397万2,000円の増額につきましては、令和元年度子どものための教育・保育給付費負担金の国庫及び県負担金の差額分が交付されますので計上するものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、5節介護保険負担金過年度収入44万6,000円の増額につきましては、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴いまして、国庫及び県負担金の差額分が交付されますので計上するものであります。

次に、22款市債であります。1項市債、10目災害復旧債、1節災害復旧債140万円の増額につきましては、楯無堰頭首工災害復旧工事の増額に伴い災害復旧債を増額するものであります。

次に、12目合併特例債、1節合併特例債410万円の減額につきましては、橋梁長寿命推進事業において、補修設計業務委託、補修工事に係る280万円の増額でありますけれども、幹線道路整備事業において、財源である国庫補助金の交付決定に伴い、690万円が減額になりますので、相殺した410万円を減額するものであります。

地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、補正予算説明

書36ページをお開きください。

36ページの表の一番下の行が合計でございます、中ほどの起債見込額の列でございますとおあり、今回の補正で270万円を減額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は25億9,472万円となりまして、一番右の列でございますとおあり、令和2年度末の現在高は226億7,299万1,000円となる見込みでございます。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありますか。ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 聞き逃したけど、基金の残高合計49億何がしと言ったか。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 財政調整基金の今回の12月補正におきましての現時点での年度末現在高見込額は29億4,736万9,000円という状況でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 残高合計の話か、それ。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 財政調整基金の残高の12月補正後の現在高見込みになります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 財政調整基金につきましては、令和元年度末の残高が46億2,375万6,000円という状況でしたけれども、今回、年度当初から何度か補正において取崩し等も行ってございまして、12月補正を行った時点での見込みが先ほど申し上げた金額という状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 歳入のほうで楯無堰に対しての国庫補助金でしたっけ、補助金が入っていますが、何かやり直し何かしたわけですね。今回のこれで楯無堰のほうの改修工事というのは全部、一応終了ということでもいいんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） その質問に対しては、所管がちょっと、表示内容については所管が違うので、答弁は難しいかと思えますけれども、できる範囲で。

宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 大変申し訳ありません。こちらにつきましては、農林振興課が所管する事業となりますけれども、この災害復旧の工事につきましては、今年度のこの今回の補正によって、一応災害復旧に対する分についてはおおむね終了するという内容で聞いております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、歳入の質疑を終わります。

これより、議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第90号を終わります。

これで、補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他、何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分